平成 18 年 5 月 10 日

各　　位

本 社 所 在 地　栃木県足利市南大町４４３番地
会　　社　　名　株式会社　タ　ツ　ミ
代表者の役職氏名　取 締 役 社 長　山　本　千　秋
コ　ー　ド　番　号　７２６８
問　合　わ　せ　先　取締役業務部長　齋　藤　　稔
Ｔ　　Ｅ　　Ｌ　（０２８４）７１－３１３１

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年６月 27 日開催予定の第 55 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1.変更の理由

(1) 株主各位のご便宜を図るため、公告の方法を電子公告によることができるよう、所要の変更を行うものであります。

(2) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号、以下同じ。）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社株券の発行ならびに単元未満株主の権限に関する記述を追加するものであります。

(3) インターネットの普及を考慮して、「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）の定めに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

(4) 会社法の施行に伴い、定款の定めに基づいて取締役会による企業自治の裁量拡大が認められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

(5) 取締役による機動的かつ積極的な経営を下支えするため、取締役ならびに監査役の当社に対する損害賠償額の上限を設けるものであります。

(6) 会社法の施行に伴い、取締役会、監査役ならびに監査役会及び会計監査人の設置に関する記述を追加するものであります。

(7) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。

(8) 定款上で引用する条文を旧商法から会社法の相当条文に変更するものであります。

(9) 旧商法上の用語を旧商法から会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(10) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

(11) その他、上記変更に伴い、条番号の繰り下げ等を行うものであります。

2.定款効力発生日

平成 18 年６月 27 日（株主総会承認後）

3.変更の内容

別紙のとおりです。

以上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

（変更箇所は下線の部分です）

現　行　定　款	変　更　案
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第４条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
（発行する株式の総数） 第５条　当会社が発行する株式の総数は、2,000 万株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、2,000 万株とする。
（1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行） 第６条　当会社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。 2.当会社は、1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元株式数」という。）に係る株券を発行しない。	（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 （削　る）
（新　設）	（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。 2.前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しない。
（新　設）	（単元未満株主の権利） 第８条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ①　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 ②　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 ③　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（名義書換代理人） 第７条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2.名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3.当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第９条　当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3.当会社の株主名簿、実質株主名簿（以下株主名簿等という。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿等、株券喪失記録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
（基準日） 第８条　当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	（基準日） 第10条　当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）あるいは登録質権者をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主または登録質権者とする。 2.前項の他、必要ある場合は、取締役会の決議によっ

（新　設）	てあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者とすることができる。
（株式取扱規定） 第９条　当会社の株式の種類、株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、諸届出の受理、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規定による。	（株式取扱規定） 第 11 条　当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿等、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。
（招集時期及び議決権） 第 10 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて、随時これを招集する。	（招　集） 第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。
（招集者及び議長） 第 11 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。 2.取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者及び議長） 第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。 2.取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（新　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議方法） 第 12 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。	（決議の方法） 第 15 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
（議決権の代理行使） 第 13 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2.前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに、当会社に提示するものとする。	（議決権の代理行使） 第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2.前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。
（議事録） 第 14 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し保存する。	（議事録） 第 17 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印し保存する。
（新　設）	（取締役会の設置） 第 18 条　当会社は、取締役会を置く。
（員　数） 第 15 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。	（取締役の員数） 第 19 条　（条番号を繰り下げる）
（選任の方法）	（取締役の選任） 第 20 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

第 16 条　取締役は、株主総会において選任する。	
2.取締役の選任については、発行済株式総数のうち、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	2.取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3.取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3.　　（現行どおり）
（任　期） 第 17 条　取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第 21 条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第 18 条　取締役会の決議により代表取締役を選任する。	（代表取締役及び役付取締役） 第 22 条　当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
（新　設）	2.代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
2.取締役会の決議により取締役社長 1 名、必要により取締役会長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	3.取締役会は、その決議によって、取締役社長を 1 名選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
（顧問及び相談役） 第 19 条　取締役会の決議により顧問及び相談役若干名を置くことができる。	（顧問及び相談役） 第 23 条　取締役会の決議によって顧問及び相談役若干名を置くことができる。
2.顧問及び相談役は、当会社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。	2.　　（現行どおり）
（取締役会の招集者及び議長） 第 20 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
2.取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議において予め定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2.取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第 21 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この通知の期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第 25 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この通知の期間を短縮することができる。
2.取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	2. 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法） 第 22 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。	（取締役会の決議方法） 第 26 条　取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。
（新　設）	2.当会社は、取締役会の決議事項について取締役の全員（当該決議事項の議決に加わることができる者に限る。）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合についてはこの限りではない。

（取締役会の議事録） 第 23 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印して保存する。	（取締役会の議事録） 第 27 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した取締役ならびに監査役がこれに記名押印し保存する。
（取締役会規定） 第 24 条　取締役会に関する事項については、法令または定款に別格の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規定による。	（取締役会規定） 第 28 条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。
（報酬及び退職慰労金） 第 25 条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会　の決議により定める。	（取締役の報酬等及び退職慰労金） 第 29 条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。
(新　設)	（取締役の責任免除） 第 30 条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2.当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当該社外取締役が当社から受けるべき報酬の年額の 2 倍または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
（新　設）	（監査役及び監査役会の設置） 第 31 条　当会社は監査役及び監査役会を置く。
（員　数） 第 26 条　当会社の監査役は、4 名以内とする。	（監査役の員数） 第 32 条　　（条番号を繰り下げる）
（選任の方法） 第 27 条　監査役は、株主総会において選任する。 2.監査役の選任については、発行済株式総数のうち、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。	（監査役の選任） 第 33 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期） 第 28 条　監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.補欠として選任された監査役の任期は、選任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（監査役の任期） 第 34 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2.補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤監査役） 第 29 条　監査役は、その互選により常勤監査役を定める。	（常勤監査役） 第 35 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知） 第 30 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急	（監査役会の招集通知） 第 36 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

の必要があるときは、この通知の期間を短縮することができる。	
2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	2.監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。
（監査役会の決議方法） 第 31 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。	（監査役会の決議方法） 第 37 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。
（監査役会の議事録） 第 32 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して保存する。	（監査役会の議事録） 第 38 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印し保存する。
（監査役会規定） 第 33 条　監査役会に関する事項については、法令または定款に別格の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規定による。	（監査役会規定） 第 39 条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。
（報酬及び退職慰労金） 第 34 条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	（監査役の報酬等及び退職慰労金） 第 40 条　監査役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。
（新　設）	（監査役の責任免除） 第 41 条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
	2.当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当該社外監査役が当会社から受けるべき報酬の年額の 2 倍または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
（新　設）	第 6 章　会計監査人
（新　設）	（会計監査人の設置） 第 42 条　当会社は、会計監査人を置く。
（新　設）	（会計監査人の選任） 第 43 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新　設）	（会計監査人の任期） 第 44 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
	2.会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新　設）	（会計監査人の報酬等） 第 45 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第 6 章　計　算 （新　設）	第 7 章　計　算
（営業年度及び決算期） 第 35 条　当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで とし、各営業年度の末日を決算期とする。	（事業年度） 第 46 条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
（利益配当） 第 36 条　当会社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	（剰余金の配当等） 第 47 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。 2.当会社は、毎年 9 月 30 日及び 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。
（新　設）	（削る）
（中間配当） 第 37 条　当会社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の定めによる金銭の分配（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。	
（配当金の除斥期間） 第 38 条　利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。 2.未払の利益配当金及び中間配当金には、利息をつけないものとする。	（配当金の除斥期間） 第 48 条　配当金が、支払開始の日から満 3 か年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。 2.未払の配当金には、利息をつけない。

以上